

令和7年度 食を通じた国際文化交流事業業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和7年度 食を通じた国際文化交流事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）に向けて高まる発信力やインパクトを生かし、人的交流拡大による地域活性化の実現が重要である。学びや課題の解決といった万博の理念に基づき、区民と万博参加国や地域企業・飲食店舗が国際文化交流イベントなどの機会を通して、地域住民等と交流相手国との相互理解や継続的な国際交流の促進、地域の課題解決・地域経済とコミュニティの活性化などに取り組む。

区民の2割以上が外国籍住民で約80カ国の住民が暮らしている区の特性を活かし国際交流の流れを加速させるため、国の「万博国際交流プログラム」を活用して「食を通じた国際文化交流イベント」を開催し、公民連携の手法を活用した相互理解の促進とまちのにぎわい創出を図る。

(2) 業務内容

別紙1「令和7年度 食を通じた国際文化交流事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）参照

(3) 契約上限額

金9,362,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所

大阪市生野区等

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

本業務の完了後、発注者の検査に合格したときは、受注者は委託料の支払いを請求することができる。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照。

(4) 契約保証金

免除

(5) 保証人

不要

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(4) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(5) 本業務を履行できる体制が整備されていること。

(6) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(8) 納税義務者にあつては、直近1カ年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(9) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(10) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(9)の条件を満たす事業者同士とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、事業の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申請以後、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で参加した事業者は、共同事業者の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ・ 公募開始 | 令和7年1月31日(金) |
| ・ 質問受付締切 | 令和7年2月12日(水) |
| ・ 質問に対する回答(ホームページ掲載) | 令和7年2月14日(金) 予定 |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 令和7年2月21日(金) |
| ・ 参加資格決定通知 | 令和7年2月25日(火) 予定 |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和7年3月5日(水) |
| ・ 企画提案会(プレゼンテーション)の開催予定日 | 令和7年3月上旬予定 |

- | | |
|-------------|---------------|
| ・ 選定結果通知 | 令和7年3月中旬予定 |
| ・ 契約締結・事業開始 | 令和7年4月1日（火）予定 |
| ・ 事業完了 | 令和8年3月31日（火） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から令和7年2月12日（水）午後5時30分まで

イ 提出方法

別紙「質問票」（様式1）に記載のうえ、大阪市生野区役所企画総務課あてEメール：
ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jpで提出すること。なお、提出の際は、「件名」に「【質問：
令和7年度 食を通じた国際文化交流事業業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年2月14日（金）（予定）に生野区ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は、あらためて掲載は行わない。

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式3）
- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- (エ) 使用印鑑届（様式5）
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可：】
- (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】（ケ）直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※（キ）及び（ク）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※（エ）から（ケ）は、参加申請時点において、本市入札参加資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式3）
- (ウ) 共同事業体届出書兼委任状（様式4）
- (エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- (オ) 使用印鑑届（様式5）※代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ

(キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可：】

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）（サ）共同事業体協定書（写し）

※（イ）、（エ）及び（キ）から（コ）は、構成員となるすべての事業者が提出すること。

※（ク）及び（ケ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※（オ）から（コ）は、参加申請時点において、本市入札参加資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式4承認番号を記載すること）

イ 提出期限

令和7年2月21日（金）午後5時30分まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格決定通知

全ての参加申請者に対し、令和7年2月25日（火）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書

（様式6-1（単独法人等用）又は6-2（共同事業体用））

(イ) 事業計画・方針（様式7）

(ウ) 企画内容（様式8）

(エ) 事業実施スケジュール（様式自由）

(オ) 事業実施人員体制表（様式9）

(カ) 配置予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式10）

(キ) 事業経費見積書（様式11）

イ 提出部数

正本（上記6（3）ア：1部（記名したもの））

副本（上記6（3）ア：4部）

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

令和7年3月5日（水）午後5時30分まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や疑義は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験者を有する外部の者で構成する。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和7年3月上旬予定

※詳細は、上記6（2）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区役所 会議室

ウ 内容・方法等

・上記6（3）アの提出書類を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。

なお、資料の追加・変更は認めない。

・1事業者あたり30分程度（うち説明20分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は1事業者あたり3名以内とする。共同事業体の場合も3名以内とする。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（2）選定基準・方法

評価項目	審査内容	配点
事業計画・方針	・本事業の目的を十分に理解し、その実現に資する方針や創意工夫等が盛り込まれているか。 ・具体的かつ実現性の高いスケジュールとなっているか。	20点
企画内容	・生野区の地域特性を把握し、それが反映された内容となっているか。 ・現実性が高いものとなっているか。 ・本事業目的を達成できるようなイベントや広報活動が企画されているか。 ・具体的な成果に結びつくような提案となっているか。	40点
実施体制	・事業実施するために必要かつ十分な人員配置となっているか。 ・事業目的を達成するための必要な専門性（企画力、営業力、発信力など）を有する人材を確保し、効果的・効率的に実施できる体制となっているか。	20点
実績	・同種の業務実施に関する豊富な実績を有しているか。 ・同種の業務実施の結果を踏まえ提案されているか。 ・広報事業において豊富な実績を有しているか。	10点
経費	・事業経費見積額は、提案内容に対して適当な金額であるか。	10点

合計（委員１名あたり）	100 点
-------------	-------

- ア 審査にあたっては、令和７年度「食を通じた国際文化交流事業受託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において、上記の審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定します。なお、その評価点数が全委員の平均で 60 点に満たない場合は、選定対象とはしません。
- イ 全委員の合計点が最も高い提案者が２名以上（同点）の場合
- ・「企画内容」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
 - ・「企画内容」項目合計の得点と同じ場合は、「事業計画・方針」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
 - ・「事業計画・方針」項目合計の得点も同じ場合は、「実施体制」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
 - ・「実施体制」項目合計の得点も同じ場合は、見積価格が低い者を受注予定者とする。
- ウ 合計点が最も高い提案者の評価が一委員でも 100 点満点中 60 点未満もしくは１項目でも 0 点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有していない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
- （ア）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - （イ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - （ウ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 提案見積書に記載の額が、上記２（３）の契約上限額を超えているもの

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対して、令和７年３月中旬（予定）に様式２－１又は２－２に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、生野区役所ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

８ その他

- （１）本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者において十分に協議し決定すること。
- （２）受注者は、業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、取得した個人情報及び法人情報は、本市に帰属するものとし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）を踏まえて適正に管理すること。

- （3）民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- （4）受注者は、従事者が様々な人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。
- （5）受注者は、業務完了後、発注者を含め受注者以外の者でも簡便に各情報媒体の運営業務を継続することができるよう、運用マニュアル等を作成のうえ、適切に引継ぎを行うこと。サーバー移転が生じる場合のデータ移行作業については、受注者が行うものとし、移行内容については発注者が指示する。

9 提出先、問合せ先

担 当： 大阪市生野区役所企画総務課

住 所： 〒544-8501

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

T E L： 06-6715-9003

Eメール： ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日を除く。